

## 協議会の運営について

- 奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会 委員名簿
- 奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会設置要綱（案）
- 奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会の議事の公開について
- 奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会 傍聴要領

## 奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会 委員名簿

(敬称略)

中山 徹	奈良女子大学生生活環境学部住環境学科 教授
井村 誠之	平城地区自治連合会 会長
村田 知恒	奈良市都市整備部都市政策課 課長
岸田 宰	奈良県地域デザイン推進局まちづくり連携推進課 課長
坂本 悟	奈良県地域デザイン推進局県土利用政策課 課長
喜多仲 正博	奈良県教育委員会事務局学校支援課 課長
森口 尚紀	奈良県総務部ファシリティマネジメント室 室長

(案)

奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県所有の奈良工業高等学校跡地（以下「工業高校跡地」という。）において、まちづくり等の観点から今後の土地利用について検討するため、工業高校跡地活用まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、工業高校跡地に係る土地利用の方針に関する事項その他協議会で検討が必要と判断された事項について、意見交換を行う。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治連合会を代表する者
- (3) 奈良市の職員のうちまちづくり等を担当する者
- (4) 県の職員のうち奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課、奈良県教育委員会事務局学校支援課、奈良県総務部ファシリティマネジメント室の長の職にある者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の運営を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会を開催する時は、奈良県総務部ファシリティマネジメント室長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、当該委員が指名する者を代理で出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、奈良県総務部ファシリティマネジメント室に置く。
- 3 事務局は、まちづくり等での広い観点から助言等を求めるため、第3条に掲げる者のほか、必要に応じて協議会にオブザーバーを出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員その他の協議会の出席者は、協議会で知り得た非公開情報を他人に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

令和6年3月28日

## 奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会の 議事の公開について

奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会の議事の公開方法について、次のとおり定める。

- 1 奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の会議は、原則公開とする。  
ただし、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号に規定する不開示情報に関して、協議会が必要と認めるときは非公開とする。
- 2 会議の終了後速やかに、協議会の議事概要を県ホームページ上で公開する。
- 3 傍聴に係る手続き及び遵守事項等については、別に要領を定める。

# 奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会 傍聴要領

奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会

## 1 目的

この要領は、奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とします。

## 2 傍聴の手続

- (1) 協議会の傍聴を希望する方は、協議会の前日の正午までに、電話またはファックスにより、総務部ファシリティマネジメント室ファシリティマネジメント係へお申し込みください。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を締切日とします。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、原則として5名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます
- (4) 会場への入場は、事務局員の指示に従い、会場に入室してください。
- (5) 会議は原則公開としますが、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について協議を行う場合等、協議会が必要と認める時は非公開とする場合があります。

## 3 協議会を傍聴する場合に守っていただく事項

### ○入場時の事項

- (1) 各案件の協議途中での入場は認めません。
- (2) 凶器、棒等、人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している方の入場は認めません。
- (3) 酒気を帯びた方、大声を出している方の入場は認めません。
- (4) その他会場の秩序を乱し、協議会の公正、円滑な運営に支障となる行為をする恐れが明らかにある方の入場は認めません。

## ○傍聴中の事項

- (1) 会場の模様の撮影は、協議に入る前に限り、会長の許可を得て可能とし、録音等を行うことは認めません。
- (2) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、協議中での会話はしないでください。
- (3) 各案件の協議途中での退場は認めません。
- (4) 傍聴者は、傍聴席に着席してください。
- (5) 傍聴者の発言は、認めません。
- (6) 協議会開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (7) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、ビラ配布、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等、公然と態度を表明する行為をしないでください。
- (8) 食事又は喫煙をしないでください。
- (9) その他、会場の秩序を乱し、協議の公正、円滑な運営に支障となる行為はしないでください。

## 4 協議会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反した時は、これを注意し、なおこれに従わないときは、入場拒否または退場していただきます。

## (附則)

この要領は、令和6年3月28日から施行する。